

Scope3カテゴリ8「リース資産(上流)」の取扱い

- SuMPOからの質問事項 [該当箇所:P7 2.2.算定対象範囲]

カテゴリ8「リース資産(上流)」は「該当活動無し」となっていますが、土木工事においては「元請け等が賃借しているリース資産の操業」は存在しないという理解で良いでしょうか。

訂正内容(検証後)

- 「対象活動なし」を「対象活動あり」に訂正する。
- 「※Scope3-8では算定しません。Scope1,2で算定。」と補足を付ける。

※訂正の根拠

Scope1:直接排出

- ・建設機械の稼働
- ・建設発生土の運搬 等

Scope1
で算定



Scope3-8:リース資産(上流)

- ・リース資産(燃料使用)の稼働
(建設機械、ダンプトラック等)

Scope2:エネルギー起源の間接排出

- ・建設機械の稼働
- ・建設発生土の運搬 等

Scope2
で算定



Scope3-8:リース資産(上流)

- ・リース資産(電気使用)の稼働
(建設機械、ダンプトラック等)

第2部 算定方法の解説

2.8 【カテゴリ8】リース資産(上流)

2.8.1 算定対象範囲

自社が賃借しているリース資産の操業に伴う排出を算定対象とします。ただし、算定・報告・公表制度では、自社が利用するリース資産の操業に伴う排出は全て算定対象としているため、既に算定・報告・公表制度で算定対象としているリース資産についてはScope1,2での算定対象としてください。一方で、短期リースしている車両など算定・報告・公表制度で対象としていないリース資産については、以下の考え方に基づきScope1,2の排出とするかScope3の排出とするかを判断してください。

【出典】

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン(ver.2.8)」(2026年3月)(環境省・経済産業省)

PⅡ-28 「2.8 【カテゴリ8】リース資産(上流) 2.8.1 算定対象範囲」より抜粋

算定対象範囲及び算定に利用する排出原単位等の見直し

算定対象	R6.8	R8.9(R7改定版)
燃料	算定・報告・公表制度(SHK制度)における排出係数を利用	同左
電気	電気事業者別排出係数を利用	同左
物量・数量が分かる建設資材等 (※積上式で算定可能な共通仮設費含む)	排出原単位はAIST-IDEAを利用する	排出原単位は「物価調査方式原単位」※を利用する (※「物価調査方式原単位」は、「国環研3EIDの排出原単位」に「物価調査の物価」を乗じて作成)
間接工事費 (1) 共通仮設費のうち率計上される部分 (2) (1)以外の(積み上げ)計上分	共通仮設費のうち、 (1) 率計上の共通仮設費は、当面、算定対象外とする。 (2) (1)以外の(積み上げ)計上分はScope3-4、3-5で計上する。排出原単位はAIST-IDEA・その他を利用する。	・精査した結果、「カテゴリーの除外基準」「カットオフ基準」等の解釈が誤っていたことが分かったため、「率計上の共通仮設費」を含め全額算定対象とする ・積み上げ計上分はScope3-4、3-5で計上する ・国環研3EIDの排出原単位・その他を利用する
現場管理費	— (算定対象としていなかった)	
一般管理費等及び消費税等相当額	— (算定対象としていなかった)	国環研3EIDの排出原単位を利用する

参考：「国土交通省 土木工事標準積算基準書」(国土交通省大臣官房技術調査課 監修/一般財団法人 建設物価調査会 発行)のワーディングを参考になっている。